

# 進む介護・福祉事業者の 新事業展開 介護と障がい福祉の正しい理解



コロナウイルス拡大や介護報酬の改定の影響により、既存事業のみでは先行きが不安な介護・福祉事業者が増えている。中でも介護事業者から障がい福祉事業へ、またはその逆の事業に新規事業参入を検討している事業者が多く見られる。そこで今回は新規事業を展開の事業者にとって似て非なる「訪問介護」と「居宅介護」の違いについて解説する。

## 【訪問介護と居宅介護の違い】

訪問介護と居宅介護の違いは、いずれも利用者の居宅を訪問して介護サービスを提供するものだが、介護保険法と障がい者総合支援法の制度の違いがあり、利用対象者とサービスの体系が異なる。「訪問介護」の利用対象者は、65歳以上の第1号被保険者（第2号被保険者にあっては特定疾病等で認定を受けた40歳～64歳の方）で、要介護認定を受けた高齢者の方である。18歳以上の身体障がい・精神障がい・知

的障がいで障がい支援区分1以上と認定された方及び18歳未満のこれに相当する障がい児となる。

## 【新規事業展開に向けて必要なこと】

新規事業展開に向けて必要なことを2つ紹介する。1つは、高齢者、障がい者のサービスとともに、重度の方向けのサービスを付加することである。サービス提供が足りておらず、報酬改定でも評価が上がっているサービスである。2つ目は、施設の立ち上げと同時に新規事業を開始すること。訪問系のサービス単体で立ち上げるよりも施設の立ち上げも同時に行うことで、利用者の安定的な確保や施設サービスとの相乗効果が期待できる。

新規事業と開設や施設の立ち上げに関心のある事業者様は是非弊社にお問い合わせ下さい。

## ～介護ビジネス研究会のご案内～

医療・介護・障がい福祉の経営者(幹部)のための隔月勉強会です。特別セミナーと勉強会(座学セミナーによる業界最新事例の+事例交換会)を基本とする経営塾です。経営者様が抱える問題・疑問及び、他社はどのようにして解決しているのかを共有する等、有益な情報をご提供して参ります。開催が近づきましたらDMでお知らせいたします。是非ご参加ください。ホームページでも随時情報を更新しております。 [介護ビジネス研究会](#) 

## 岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当: 苅谷

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL: 0120-337-301

FAX: 0575-24-5733

<http://www.koreisyajutaku.jp>

[mail:kariya@nodakensetsu.co.jp](mailto:kariya@nodakensetsu.co.jp)

お問合せは  
コチラまで

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、右の欄にチェックを入れて0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内  
不要